2025年12月20日

３０－３

肢ア

文理上は，第三者にあたるとも。当事者以外のものだから。

不都合，第三者を保護しすぎると，本人が容易に害されてしまう。

帰責性はあるものの，原則，虚偽は無効。保護すべき第三者は，取引安全上，保護に値する者に限定すべき。

９４条２項の趣旨，権利外観。虚偽の外観を信じて新たなに独立して取引に入った者。

建物の賃借人は，建物の外観を信じている。土地の虚偽の外観ではない。

したがって，土地の作出した外観を信じで，新たに独立して取引に入った者にあたらず，第三者にあたらない。

肢イ

完全に意思を失ったことは必要ない。強迫であっても，瑕疵ある意思表示を想定すれば良い。

肢ウ

Ｃは，当事者以外の第三者。したがって，文理上，９６条３項の第三者にあたる。

ただ，一方で，農地法の許可がなければ，完全に移転していない。

そこで，本条の趣旨に照らせば，Ｃは，独立して取引上，保護に値する者ではないのではなく，第三者にあたらないのではないか。不都合，私法上，取引が実際にある。

完全に移転しない前の段階でも，許可があれば移転をすることは期待する。

Ｃの取引の安全を保護する必要がある。したがって，本問Ｃは９６条３項の第三者にあたる。

肢エ

動機の錯誤，判例法理明文化。錯誤取消となる。

実際の論文では，黙示の意思表示は，慎重に認定する必要がある。

肢オ

確かに，受領していない。到達したとはいえないのでは。

不都合，受領を意図的に受けなかった者が，常に利益を受ける結果になる。

通常通り受け付けた者が常に損をする事態は避けるべき。

一定の段階において到達を認める必要あり。

到達がなぜ必要か，受領側の手続を図って不意打ちを防止するもの。社会通念で到達の有無を判断しうる。

内容を推知できるのであれば，実質，到達と同様の効果が認められる。

そして，手続上，受領が困難でないときも合わせると，実際に相手方が見ていなくても，社会通念上到達したといいうる。

３０－４

肢ア

代理行為の瑕疵は，原則，代理人で判断する。（１０１条１項）

そこで，本人は，自ら過失があったとしても，代理人が無過失であれば，その事情を主張できるのでは。不都合，代理人を通すことで，本人は本来の過失責任を免れてしまう。

主張を認めないとする必要があり。

代理人で瑕疵の有無を判断するとした趣旨，代理は代理人が権限の範囲で柔軟に本人代わって法律行為を行うことが予定されている。したがって，実際に法律行為を行った代理人を基準に判断するのが適当なため。

本人の指図にしたがった場合，本人の意思が及んでおり，代理人は，本人から独立して代理行為を行っていない。柔軟に本人代わって代理人が法律行為を行ったという状況にはない。この場合においては，取引の安全の見地から見ても，法律効果が帰属する本人の事情も併せて判断するのが相当となる。（１０１条２項）

肢イ

権限の定めのない代理人は，保存以外に，性質を変えない限りで，利用改良を目的とする行為もできる。確かに，通常，代理人が有効に代理行為を行うには，代理権の授与が必要。権限の定めがない場合，代理人は，有効に代理できないとも解釈できるとも。

不都合，本人の選任の意思が害される。一定程度，代理人として活動を認めるべき。

一方で，無制限に権限を認めると，本人に不利益が生じる。そこで，本人を害しない程度の範囲，いわゆる保存行為の範囲とすべきとも。

ただ，これだと狭すぎる。わざわざ，本人からみると，代理人に設定している。

本人の合理的意思からすると，有利になるものであれば，代理人の活動に期待していると解釈しうる。そこで，法も利用改良目的を認めていると考えられる。

取引の安全の見地から見ても，その方がよいだろう。

肢ウ

通謀は，代理人と相手方。本人はこれ以外の者。したがって，第三者ともいいうる。

そこで，９４条２項により，善意でなければ無効主張できないとも。

不都合。相手方が代理人に協力したにすぎず，通謀ということで本人を保護すると，相手方が不測の損害を被る恐れある。

相手も保護すべき。そこで，無効主張可。第三者，虚偽の外観を信じて取引入ったもの。

もともといる当事者はあたらない。

肢エ

保佐開始の審判をうけても代理権は消滅しない。代理人は行為能力者であることを要しない。被保佐人の場合，まだ，法律行為はできる。

本人の意思が明確でない段階で，当然消滅させることは，私的自治が害される。

消滅しない。

肢オ

本人は，代理人が制限行為能力者であることを知らなかった。そのような場合に，本人は不利益をうけたとして取消を主張できるか。

条文上は，代理人は行為能力者であることを要しない（１０２条）としている。ただ，これはあくまでも，本人が予め分かって選任したことを予定しているのであって，本件のような状況は，代理行為の瑕疵として取消を認めるべきではないか（１０１条１項)。

不都合，本人と代理人のやり取り，第三者からは，わからない。

第三者の取引安全を図る必要性あり。１０２条の趣旨，本人の活動の自由を認める一方で，相手方の取引安全も保護する意味も含まれる。したがって，事後的に分かった場合にも，１０２条が適用。

３０－５

肢ア

追認拒絶した後は，有効にできない。

本人を保護するのであれば，自由に追認を認めても良いのでは。

相手としても，目的を達成できるので，不利益はないので・・・。

ただ，不都合。拒絶を元に相手が行動している場合がある。

一方的な追認を認めると，相手が害されるときもある。そこで，できない。

肢イ

無効。追認時から将来効が原則。不都合，その間の法律関係に問題が生じる。

法的安定性を図る必要あり。遡及的に有効

肢ウ

追認した後は，相手方は取消できない。

善意の相手方が取消できるのは，相手方の地位を安定させるため。

追認をした以上，相手の地位は安定する。保護すべき必要はない。

取消権は通常，ないので

肢エ

利益相反，無権代理。本人が成年に達すれば，処分権があるので，追認か。

肢オ

無効。追認できないのでは。有効にしたい場合，手続が初めからやり直しとなる。

迂遠，有効にする必要あり。

当事者の意思の合致，養子，本人を保護。追認できる。

３０－６

肢ア

判決１０年。不法行為３年なので，法的安定性を図るべきでは。

不都合，判決の執行を一律に処理すべき。短いと，保全手続，面倒。

１０年になる。

肢イ

相殺。原債権の存在が前提，主張が撤回された時点で，承認した事実も消えるのでは。

不都合，相手方の期待が害される。更新の効力は失われない

肢ウ

一部請求。明示が必要。処分権主義から一部請求可。許容性は，不意打ち防止。

債務不存在確認の反訴提起などができる。

肢エ

差押えと判決。判決後は１０年。こちらが優先されて，仮差押えの中断が消えるのではないか。法的安定性から画一処理の必要性あり。消滅しない

肢オ

留置権の抗弁，請求ではない。主張，請求による完成猶予ではない。催告１５３条。

３０－７

肢ア

所有権の物権的請求の場合，①元所有，②相手方占有を請求原因をとして主張立証することになる。

①元所有に関しては，権利なので，承継した事実を主張していくことになる。

まさに，売主A所有，売買契約締結（承継原因）となる。

②相手方の登記は，法律上の占有があるかという話と思われる。こちらも主張立証必要。

肢イ

対抗要件の抗弁は，正当な利益があればよい。第２売買契約の成立でよい。善意無過失は関係なし。自由競争，悪意者でも保護される。

Ａは，無権利者ではない。不完全物権変動説。Ｃは権利を承継しうる。

肢ウ

所有権にもとづく移転登記請求。物権と物権的請求権は，訴訟物として区別される。

そこで，この請求は，所有権以外の財産権として２０年の消滅時効かかるか。

不都合，所有権の内容がばらばばらになる。物権の内容の単一性の問題が出てくる。

物権的請求権を物権から単独で消滅させることはできない。

所有権絶対の原則から，消滅時効を制限したもの。本件の移転登記請求も，当該趣旨にてらすと所有権の一内容である。この移転請求は，所有権を支える権利なので，絶対の原則を補完するもの。したがって，本件の権利は単独で時効消滅しない。よって，Ｃは，抗弁とできない。

肢エ

悪意であっても再抗弁とできない。自由競争の範囲なので，背信的悪意者であることが必要。

肢オ

錯誤の主張権者。明文なし，効果無効なので，誰でも主張できるとも。

不都合，無制限に主張を認めると，取引秩序が害される。相手を保護する必要あり。

錯誤の趣旨，表意者保護。主張権者，ＡのみＢの主張は，失当となる。